

2026年3月31日

各位

会社名 夢 展 望 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 津 田 茂 寿
(コード：3185東証グロース市場)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 管 理 本 部 長 今 浦 史 尊
(TEL. 072-761-9293)

親会社及び連結子会社との極度貸付約定書の一部変更契約の締結 及び連帯保証契約書の締結に関するお知らせ

当社は、2026年3月31日の取締役会におきまして、当社、RIZAPグループ株式会社（以下「親会社」という。）、ナラカミーチェジャパン株式会社（以下「ナラカミーチェジャパン」という。）及び株式会社トレセンテ（以下「トレセンテ」という。）は、2024年3月29日に開示した「親会社からの資金の借入に関するお知らせ」及び2025年3月28日に開示した「親会社及び連結子会社との極度貸付約定書の一部変更契約の締結及び連帯保証契約書の締結に関するお知らせ」に基づき、以下の極度貸付約定書（以下「本件極度貸付契約①～④」）について、極度貸付約定書の一部変更契約（約定期限の変更）を締結することについて決議いたしました。

また、当社は、ナラカミーチェジャパンが当社に対して負担する下記債務（以下「債務①」という。）について、親会社が連帯して保証する連帯保証契約（以下「連帯保証①」という。）を締結すること、ならびにトレセンテが当社に対して負担する下記債務（以下「債務②」という。）について、親会社が連帯して保証する連帯保証契約（以下「連帯保証②」という。）を締結することを併せて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 資金の借入及び連帯保証契約の理由

2024年3月29日付「親会社からの資金の借入に関するお知らせ」及び2025年3月28日に開示した「親会社及び連結子会社との極度貸付約定書の一部変更契約の締結及び連帯保証契約書の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、当社が親会社から資金の借入を実行し、ナラカミーチェジャパン及びトレセンテ（以下「子会社ら」という。）に対して資金の貸付を行っております。本件極度貸付契約①～④については、従前の約定条件と比較して約定期限が短縮されておりますが、これはグループ貸出金利運営ルールの設定に基づく統一的な条件見直しの一環として実施されるものであり、当社の資金調達および子会社らへの資金供給に支障を及ぼすものではありません。そのため、当社は引き続き資金調達を継続し、子会社らへの資金供給を行うことが可能となります。なお、本契約は約定期限を2026年6月30日とする短期契約であり、以降について契約更新の必要性が生じた場合には、適時適切に開示を行う予定であります。

また、連帯保証契約の締結により、万が一子会社らが債務不履行に陥った場合においても、親会社が当該債務を保証することにより、当社としての損害を最小限に抑えることが可能と

なることから、連帯保証契約を締結するものであります。

2. 契約の内容

(1) 極度貸付約定 (本件契約①借入) の内容

- ① 契約相手 RIZAP グループ株式会社 (貸主)
- ② 極度額 金 1,100,000,000 円
- ③ 借入残高 金 1,100,000,000 円
- ④ 契約締結日 2026 年 3 月 31 日
- ⑤ 約定期限 2026 年 6 月 30 日
但し、約定期限内であっても、甲乙が書面により合意した場合には、本契約の全部又は一部を解約することができる。
- ⑥ 金利 年 5.00% (計算方法は年 365 日の日割計算)
- ⑦ 返済方法 返済期限に元利金を一括して返済する。
- ⑧ 損害金 債務不履行の場合には、借主は、支払うべき金額に対し年 14%の割合による損害金を支払う。この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とする。

(2) 極度貸付約定 (本件契約②貸付) の内容

- ① 契約相手 RIZAP グループ株式会社 (借主)
- ② 極度額 金 300,000,000 円
- ③ 貸付残高 金 200,000,000 円
- ④ 契約締結日 2026 年 3 月 31 日
- ⑤ 約定期限 2026 年 6 月 30 日
但し、約定期限内であっても、甲乙が書面により合意した場合には、本契約の全部又は一部を解約することができる。
- ⑥ 金利 年 5.00% (計算方法は年 365 日の日割計算)
- ⑦ 返済方法 返済期限に元利金を一括して返済する。
- ⑧ 損害金 債務不履行の場合には、借主は、支払うべき金額に対し年 14%の割合による損害金を支払う。この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とする。

(3) 極度貸付約定 (本件契約③貸付または債務①) の内容

- ① 契約相手 ナラカミーチェジャパン株式会社 (借主)
- ② 極度額 金 300,000,000 円
- ③ 貸付残高 金 300,000,000 円
- ④ 契約締結日 2026 年 3 月 31 日
- ⑤ 約定期限 2026 年 6 月 30 日
但し、約定期限内であっても、甲乙が書面により合意した場合には、本契約の全部又は一部を解約することができる。
- ⑥ 金利 年 5.00% (計算方法は年 365 日の日割計算)
- ⑦ 返済方法 返済期限に元利金を一括して返済する。

- ⑧ 損害金 債務不履行の場合には、借主は、支払うべき金額に対し年 14%の割合による損害金を支払う。この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とする。

(4) 極度貸付約定 (本件契約④貸付または債務②) の内容

- ① 契約相手 株式会社トレセンテ (借主)
 ② 極度額 金 400,000,000 円
 ③ 貸付残高 金 400,000,000 円
 ④ 契約締結日 2026 年 3 月 31 日
 ⑤ 約定期限 2026 年 6 月 30 日
 但し、約定期限内であっても、甲乙が書面により合意した場合には、本契約の全部又は一部を解約することができる。
 ⑥ 金利 年 5.00% (計算方法は年 365 日の日割計算)
 ⑦ 返済方法 返済期限に元利金を一括して返済する。
 ⑧ 損害金 債務不履行の場合には、借主は、支払うべき金額に対し年 14%の割合による損害金を支払う。この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とする。

(5) 連帯保証契約 (連帯保証①) の内容

2026 年 3 月 31 日付極度貸付約定書に基づく貸金返還債務その他一切の債務

- ① 債務者 ナラカミーチェジャパン株式会社
 ② 連帯保証人 RIZAP グループ株式会社
 ③ 元金残高 金 300,000,000 円
 ④ 利息 年 5.00% (計算方法は年 365 日の日割計算)
 ⑤ 弁済期 2026 年 3 月 31 日付極度貸付約定書のとおり

(6) 連帯保証契約 (連帯保証②) の内容

2026 年 3 月 31 日付極度貸付約定書に基づく貸金返還債務その他一切の債務

- ① 債務者 株式会社トレセンテ
 ② 連帯保証人 RIZAP グループ株式会社
 ③ 元金残高 金 400,000,000 円
 ④ 利息 年 5.00% (計算方法は年 365 日の日割計算)
 ⑤ 弁済期 2026 年 3 月 31 日付極度貸付約定書のとおり

3. 支配株主との取引に関する事項

本件契約①借入、本件契約②貸付、連帯保証①及び連帯保証② (以下「本件契約」という。) は、当社の親会社である RIZAP グループ株式会社との取引となり、支配株主との取引等に該当します。

① 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は 2025 年 6 月 30 日に公表したコーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社は支配株主

との間で取引が発生する場合には、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について十分に検討するものとし、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。

本件契約においても、下記②記載の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、子会社らへの貸付については、2024年3月29日に「親会社からの資金の借入に関するお知らせ」及び2025年3月28日に開示した「親会社及び連結子会社との極度貸付約定書の一部変更契約の締結及び連帯保証契約書の締結に関するお知らせ」で開示しているとおり、その必要性についても認めております。また、親会社への貸付についても、本件はグループ貸出金利運営ルールの策定に基づく統一的な条件見直しの一環として実施されるものであり、当社の資金繰りを無視して貸付を求められるものではなく、極度額での契約であることから、親会社への機動的な貸付が可能となる点において合理性が認められるものであります。なお、親会社への貸付金利については、従前の年8.00%から年5.00%へと見直されており、形式的には当社にとって有利性が低下する側面が認められるものの、当該見直しはグループ貸出金利運営ルールに基づく統一的な条件適用の一環として実施されるものであり、グループ全体の資金運営の透明性およびガバナンス強化の観点から合理性が認められるものであります。加えて、親会社からの借入については、第三者の金融機関からコベナンツ等の厳しい条件を付されることなく、親会社との間で機動的に借入を実行できることにはメリットがあると認めております。

また、子会社らが当社に対して負担する債務について、親会社が連帯保証することは、2024年4月23日に「親会社および連結子会社との連帯保証契約書の締結に関するお知らせ」及び2025年3月28日に開示した「親会社及び連結子会社との極度貸付約定書の一部変更契約の締結及び連帯保証契約書の締結に関するお知らせ」で開示しているとおり、当社にとって直ちに不利益が生じるものではないことから、少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。

② 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社の独立役員である社外取締役3名（岡澤耕氏、古川純平氏、木谷倫之氏）により構成される特別委員会からも下記③のとおり意見を受領しております。

また、親会社の使用人である塩田徹取締役は、当該意思決定等の取締役会の審議及び決議に参加しないことにより、利益相反を回避しております。

③ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

2026年3月30日、支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役3名により構成される特別委員会より、以下の理由から当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見を頂戴しております。

(1) 子会社らが債務不履行に陥った場合、当社の損害を最小限に抑えることができる点から、本件契約の必要性は認められる。

(2) 本件契約①は、無担保で、約定期限を2026年6月30日とする短期契約であり、借入利

率 5.00%で利率としては高利となる。もっとも、現時点においても第三者からの低利での借入が現実的ではないことからすると、本件契約①によって当社らが負担する金利が市場金利よりも高利であるとしても合理性はあると評価できる。また、当社は、第3者からの借入におけるコベナンツ（財務制限条項）に抵触している状況が続いていたことから、常に期限の利益喪失のリスクが残る状態が継続することになると予想される。さらに、コベナンツへ抵触しそれが継続した場合、第3者への説明及び交渉とそこに係る準備において一定コストが発生することも踏まえると、親会社からの借入の合理性も見られる。よって、本件契約を締結することにより当社は経済的な負担を過分に負うことなく、資金調達および貸付を円滑に進めることができる。以上により、本件契約は当社にとって合理的であると認められる。また、当社は親会社から極度額 11 億円の資金借入を受けている一方で、親会社に対する貸付は極度額 3 億円の範囲内であり、資金取引全体としては借入超過の関係にある。このような状況下において、借入金利および貸付金利を同一水準（年5%）に調整することは、資金取引全体の整合性および合理性の観点から一定の合理性を有するものと認められる。さらに、現時点において、親会社以外に年5%以上の運用利回りを安定的に確保できる投資機会が存在する状況にはないことも踏まえれば、親会社に対して年5%の条件で貸付を継続することには、経済合理性が認められるものと考えられる。

(3) 公正性を担保するための措置として、独立役員である社外取締役3名により構成される特別委員会からの意見入手を経たうえで、親会社からの借入及び子会社らへの貸付の必要性を十分に検討しており、貸付の必要性と合わせて本件契約の必要性を検討した上で、本件契約について合理的に判断を行っていること認められ、利益相反を回避するための措置として、本契約の決定を行う取締役会の審議及び決議に、親会社の使用人であり当社取締役である塩田徹取締役は参加しないという措置も図っていることから、本件契約が少数株主にとって不利益なものではない。

4. 業績に与える影響

業績に与える影響につきましては、現段階におきましては、公表している業績予想の数値に影響を及ぼすものではないと判断しております。また本件の実行により、今後の業績に与える影響は軽微であるものと判断しております。

以 上